

平 戸 市 監 査 公 表 第 98 号

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

平成 27 年 2 月 27 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 山 田 能 新

第 1 監査の対象

教育総務課、学校教育課

第 2 監査の期間

平成 26 年 11 月 17 日～18 日、20 日

第 3 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査

(2) 監査の対象とした事項

平成 23～25 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

第 4 監査の方法

今回の監査は次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

(1) 収入に関すること

- ① 収入事務が適法・適正に行われているか。
- ② 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

(2) 支出に関すること

- ① 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。
- ② 予算目的に反する支出はないか。
- ③ 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行

われているか。

④ 契約の方法及び内容は適正か。

(3) 庶務関係事務

① 公印の管理状況

② 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況

③ 文書の処理、整理保存状況

(4) 補助金関係

補助金の交付申請、実績報告、精算手続きが適正に行われているか。

第5 監査の結果

監査の対象とした平成23～25年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。

指摘事項等は次のとおりである。

【指摘事項】

① 貯水槽清掃業務の長期継続契約について（教育総務課）

北部・中南部・田平の給食共同調理場の貯水槽清掃業務について、契約期間を平成25年6月から平成27年3月までとし、業務内容は、調理業務休止期間中の年1回清掃としているので、長期継続契約ではなく単年度契約とすべきである。

② 学校用地等の未登記について（教育総務課）

昭和47年以降に取得した学校用地等が、平戸市に所有権移転登記がなされない状態となっている。平成21年度未登記一覧表によると田助小学校外10校64筆、教員住宅3箇所3筆で合計67筆が未登記となっており、取得理由では寄付や売買によるものが多い。相続権利者の拡散等が生じていると思われるので、現在の地権者の確認など台帳の整備を確実なものにし、未登記箇所が図面上で分かるような資料づくりを行うなど持続性のある業務の推進を行うことが必要である。

【指導事項】

① 文書綴について（教育総務課）

教育財産台帳、中野小学校敷地関係書類、早福分校体育館建設関係綴、中南部給食センター用地境界立会確認書等、文書登録がなされていない綴が多く見受けられた。合併前の公文書か資料なのか区別できない状態であるので、内容を確認し永年保存が必要な文書は特に適正な文書管理が必要である。

② 学校給食費収納状況について（教育総務課）

給食費の滞納額は平成 25 年度に 5,671,961 円で、過去 3 年間では減少しているが、過去 6 年間では 5,500,000 円から 6,000,000 円前後で推移している。25 年度の内訳として現年度で 38 人、1,844,031 円 過年度で 33 人、3,827,930 円となっている。過年度 33 人のうち北部地区で 21 人、中南部地区で 9 人、田平地区で 3 人となっている。さらに北部地区のうち 3 件で 1,902,630 円（平成 18 年から 24 年）、中南部地区のうち 2 件で 459,838 円（平成 18 年から 24 年）の滞納額があり、少数者による高額滞納が特色となっている。滞納対策として平成 22 年度より支払督促を実施しており成果を挙げているが、高額滞納者対策や現年度未収金を極力発生させないことが必要であり、保護者説明会などでさらなる啓発をお願いしたい。一方、平成 23 年度に 172,000 円、25 年度に 103,557 円の不納欠損処分を行っているが、教育長決裁となっており、市長決裁とすべきである。

また、給食費の収納状況が毎月報告されているが、調定額、収入額、未収入額を記載しただけのものであり、未収入額について具体的な状況（氏名、納入状況等）が分かるような工夫が求められる。さらに給食費の納入及び食材の支払い状況について通帳口座の残高確認等を定期的に求めることも検討されたい。

【意見】

① 平戸市奨学資金貸付について（教育総務課）

奨学金返還については、平成 25 年度 104 人から 10,180,400 円の償還があり 82.3% の収納率で、前年の収納率 76.7% を上回っている。これは未返還者に対し返還注意文書の送付等の効果があったものと推察されるが、面談等を実施するなどして未返還者の情報収集・把握等により、なお一層の収納率の向上に努めてもらいたい。

また、申請状況を見ると平成 25 年度 3 名、864,000 円しか貸付けられていなかったことから、平成 26 年度に貸付基金条例を改正し、償還期間を 10 年に延長するなど活用の推進を図った結果 8 名、2,460,000 円に貸付けが増加している。本奨学資金は、無利子で、後継者として認定を受け 5 年を超えると返還免除等の制度もあることから、尚一層の活用促進に向け周知が必要と考えられる。

② 学校給食調理業監査について（教育総務課）

学校給食共同調理場運営委員会（運営委員会）については、平戸市立学校給食共同調理場条例施行規則第 9 条 4 項で、運営委員会の「監査委員は、給食費の経理状況について、定期又は臨時に監査を行い、これを教育委員会に報告する」となっており、市内 5ヶ所の共同調理場では監査が行われている。一方、度島給食調理場においては、共同調理場ではないため監査が行われていない。しかしながら給食費の収納と食材費の支払いが行われており会計を明らかにするためにも監査を行うことが必要と思われる。

③ 平成 25 年度情報教育環境整備事業について（学校教育課）

本事業により生徒用ノートパソコン 130 台（小学校 37 台、中学校 93 台）、教職員用 22 台を購入している。これは 6 年更新としてパソコンを各学校に整備しており、平成 25 年度末で生徒用 414 台、教職員用 350 台、図書用 29 台となっている。生徒用は小中学校ともにパソコン室に配置されており、無線 LAN は整備されていない。小学校では、3 年生以上を対象として総合的学習授業として年間 10～15 時間を ICT 学習に活用しており、中学校では、技術家庭の授業の中で年間 20 時間程度を活用している。ICT 学習に充てる時間数は学校長の裁量となっている。また、情報に関する学習内容は国の学習指導要領にも示されているが、聞き取りによると小学校での目標は基本操作の取得、文字の入力等であり、中学校では表計算や ICT によるプレゼンが可能になること等としている。一方、平成 26 年 3 月でのパソコン 1 台当たりの児童生徒数は平戸市では 6.1 人となっており、県内市町では下位より 3 番目に低い数値となっている。県内平均は 4.6 人である。

しかしながら、これら ICT 学習については成果が見えにくいこともあり、現在設置されている ICT 教育推進委員会において、十分な検証を行うことで、さらに実りある授業へ展開されるよう望むものである。

第 6 むすび

学校教育課においては、学校教育に直接係わることを、教育総務課においては予算の調整、経理に関すること及び学校教育を取り巻く事務に関することを主な業務としている。特に、近年は、学校施設の老朽化による耐震化、大規模改修が進んでおり、25 年度に限っても 17 件の工事が行われ、平戸小学校耐震補強・大規模改修工事、平戸中学校運動場整備工事等の大型工事が施工されている。このように学校施設の環境整備は計画的に進められている。一方、情報社会に正しく適応できる情報教育環境の整備という新たな課題への対応も求められている。また、学校給食の未収金対策の強化を求めるとともに、食の安全を最優先に更なる円滑な学校給食調理場の管理運営に努めてもらいたい。今後とも、平成 26 年度までを計画期間とした「平戸市教育振興計画」を検証しつつ、「豊かな心を育む教育の推進」に向けて、教育行政が展開されることを望むものである。

<参考>指摘事項等の定義

区分	指摘事項	指導事項	意見
根拠	地方自治法第199条第9項		地方自治法第199条第10項
定義	法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求めること	法令等に違反する事項や不当な事項のうち、取扱基準に照らして指摘事項に該当しない軽微なものであること	監査結果（指摘等）に添えて、組織及び運営の合理化に資するために付す見解のこと
措置済みの水準	是正された状態になったこと	是正された状態になったこと	—

【参照条文】 地方自治法

第199条第9項 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

第199条第10項 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。